③　格付アナリストの報酬等の総額
④　金融商品または法人の信用状態（当該信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項であるものに限る。）の変化に関する統計その他の情報
（注意事項）
二以上の信用格付業者（当該二以上の信用格付業者が関係法人であり、かつ、共通の国内における代表者又は第297条に規定する者を有する場合に限る。）が共同して信用格付行為を業として行う場合において、信用格付業者ごとに把握することが困難である場合については、合理的な説明を付した上で、当該二以上の信用格付業者が共同して作成する統計その他の情報を記載することができる。
⑤　関連業務及びその他の業務の状況

業　務　の　内　容

（注意事項）
外国法人にあっては、国内における関連業務及びその他業務の状況についても記載すること。
2　経理の状況
信用格付業者は、貸借対照表、損益計算書を作成し、提出することとする。
3　関係法人の状況

名　称	主たる営業所又は事務所の所在地	主たる事業の内容	関　係　内　容

（注意事項）
1　当期末現在の関係法人を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。
2　「関係内容欄」には、当該信用格付業者の子法人、当該信用格付業者を子法人とする他の法人又は当該信用格付業者を子法人とする他の法人の子法人（当該信用格付業者を除く。）の別及び資本関係又は人的関係の別を記載すること。

（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）
第十一条　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。
目次中「第十条」を「第十条の二」に改める。
第九条の二を次のように改める。
（金融商品取引所の兼業業務に係る認可申請等）
第九条の二　法第八十七条の二第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。
一　認可を受けようとする業務の種類
二　当該業務の開始予定年月日
2　前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　当該業務を行う理由を記載した書面
二　当該業務の内容及び方法を記載した書面
三　当該業務に関する内部規則
四　当該業務を所掌する組織及びその人員の配置を記載した書面
五　当該認可後三事業年度における当該業務の収支の見込みを記載した書面
六　その他参考となるべき事項を記載した書面
3　法第八十七条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める取引は、算定割当量（同項に規定する算定割当量をいう。）に類似するものに係る取引とする。
第九条の三の見出し中「金融商品の取引に類似する取引」を「金融商品取引所の兼業業務」に改め、同条中「前条第二項」を「前条第一項」に、「同条第二項各号」を「同条第二項各号」に改める。
第十条第一項第一号を次のように改める。
一　当該認可に係る会社を子会社（法第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする理由を記載した書面
第十条第一項第三号ハ中「第五十四条第二項第一号イ(3)及び第五十七条第二項及び第六十一条第一項第三号ハ」に改め、同項に次の一号を加える。
四　その他参考となるべき事項を記載した書類
第十条第二項中「第八十七条の三第三項」を「第八十七条の三第四項」に改め、第二章第一節中同条の次に次の一条を加える。

（金融商品取引所の子会社に係る認可の予備審査）
第十条の二　法第八十七条の三第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、前条第一項の認可申請書及び同項各号の書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。
第五十四条第二項第一号イ(9)及び(10)中「(11)」を「(13)」に改め、同号イ(11)中「又は外国金融商品取引市場開設者持株会社」を「、外国金融商品取引市場開設者持株会社、外国商品市場開設者持株会社又は外国商品市場開設者持株会社」に、「又は金融商品取引所持株会社」を「、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社」に改め、「(令第十九条の三の三第二号ハに規定する子会社をいう。)」を削り、同号イ(11)を同号イ(13)とし、同号イ(10)の次に次のように加える。
(11)　外国商品市場開設者（令第十九条の三の三第四号に規定する外国商品市場開設者をいう。(13)において同じ。）にあっては、その本店又は主たる事務所の所在する国において商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第九条若しくは第七十八条の許可と同種類の許可又はこれに類する認可その他の行政処分を受けていることを証する書類
(12)　外国商品市場開設者持株会社（令第十九条の三の三第五号に規定する外国商品市場開設者持株会社をいう。以下(12)及び(13)において同じ。）にあっては、その本店又は主たる事務所の所在する国における商品先物取引法（同法に基づく命令を含む。）に相当する外国の法令を執行する当局が、当該者が外国商品取引市場開設者持株会社であることについて商品先物取引法第九十六条の二十五第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をしていることを証する書類
第五十七条第二項第一号中「(法第百二条の三十一第三項に規定する子会社をいう。以下この条及び第五十九条において同じ。)」を削る。
第六十条第二項を次のように改める。
2　第五十四条（第二項第一号イ(10)及び(12)を除く。）の規定は、法第百六条の十七第一項の認可を受けようとする者について準用する。この場合において、同号イ(13)中「外国金融商品取引市場開設者、外国金融商品取引市場開設者持株会社、外国商品市場開設者又は外国商品市場開設者持株会社」とあるのは「外国金融商品取引市場開設者又は外国商品市場開設者」と、「認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社」とあるのは「認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は商品取引所」と読み替えるものとする。